## NPO法人にこにこ日土(八幡浜市) 公共交通空白地における移動手段確保に関する取組

愛媛県八幡浜市総務企画部政策推進課



## ▶八幡浜市の概要







#### みかん

海に面する段々畑で は、国内有数の美味 しいみかんが育っ



#### さかな

太平洋の黒潮が流れ 込む宇和海に面し、 四国有数の魚市場に は豊富な魚が水揚げ されている



#### 八幡浜ちゃんぽん

八幡浜市民のソウル フード。現在市内での 提供店は40店を超えて おり、様々な味を楽し むことができる



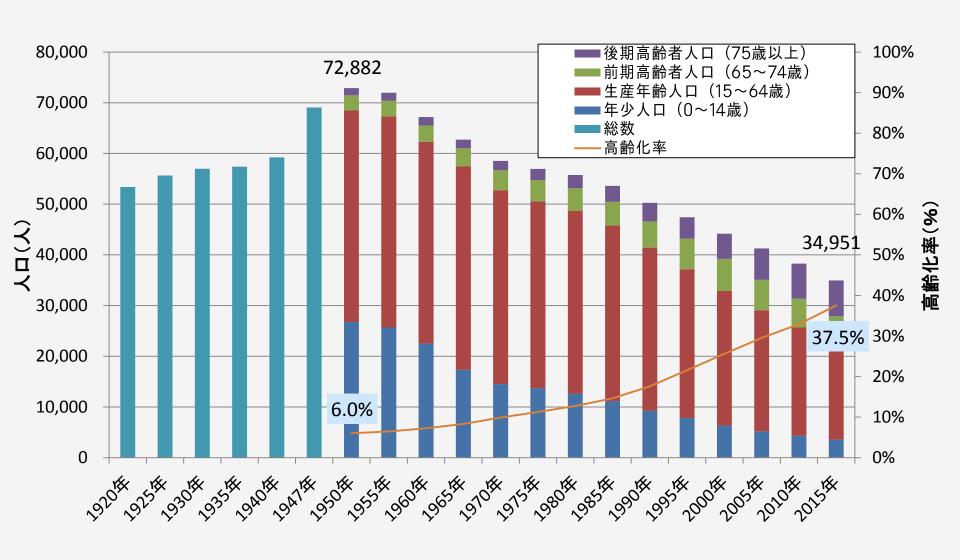
#### マーマレード

「世界マーマーレード アワード&フェスティ バル日本大会」を通じ てマーマレードの魅力 を日本全国に広めてい ければと願っている



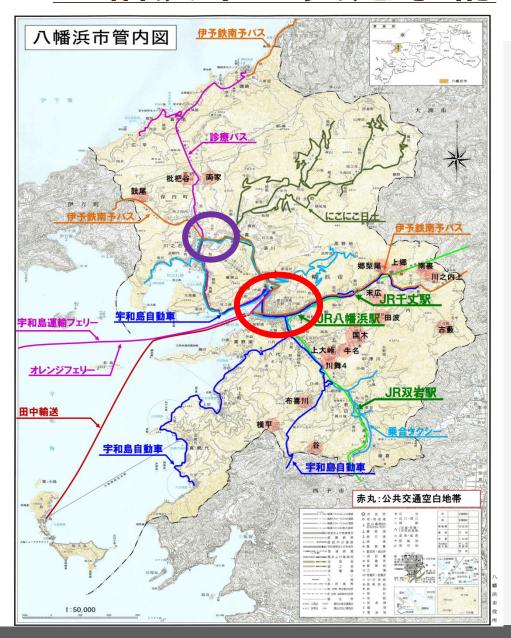
# ▶ 八幡浜市の人口の推移





## ▶八幡浜市の交通事情





• 鉄道

JR予讃線 八幡浜駅、双岩駅、千丈駅

- ・生活路線バス
  - -伊予鉄南予バス
    - 八幡浜⇔三崎線
    - ·八幡浜⇔長浜線
    - · 磯崎 ⇔ 長浜線
  - -宇和島自動車
    - ・八幡浜⇔三瓶・周木・下泊線
    - ・<u>八幡浜市内線</u> <u>(川之内⇔小長早)</u> (八幡浜市街地内⇔穴井)
- 離島航路
  - -田中輸送 八幡浜市内⇔大島
- · 交通空白地有償運送
  - -NPO法人にこにこ日土 八幡浜市内⇔日土
- ・<u>市施策事業</u>
  - <u>-乗合タクシー</u> <u>市街地⇔各地区(4路線)</u>
  - -診療バス 市立八幡浜総合病院⇔磯津
  - -スクールバス 幼稚園、小中学校

## ▶日土地区の概要





- ▶ 日土(ひづち)地区は、八幡浜市の北部、川 之石湾に注ぐ喜木川の中流及び上流域に位置 し、川沿いと山間部に集落が点在する典型的 な中山間地域で、北東は出石山を境に大洲市 と接し、境には四国別格20霊場7番札所で ある出石寺がある
- ▶ 過疎化が進んでおり、以前は日土小学校、日 土東小学校、青石中学校の3校が開校してい たが、現在は統廃合され、日土小学校1校の みとなっている
- ▶ 日土小学校校舎は、日本を代表する木造モダニズム建築物として、平成24年に国の重要文化財に指定されている



# ► <u>日土地区の概要 ~日土地区の風景~</u>











## ▶公共交通の現状について



## 地方の生活路線バス

## 【負のスパイラル】⇒【路線廃止】

<u>昔</u>

**函線バスが主な移動手段** 正のスパイラル 〔利用者多→路線増→便利→利用者増〕 <u>自家用車が主な移動手段</u> <u>負のスパイラル</u> (利用者少→路線減→不便→利用者減)

さらに近年では・・・バス事業者における最大の問題=運転手不足

路線を維持するには、各関係機関が連携・協力し、 利用者ニーズに応じた路線の再編成等が必要

愛媛県地域公共交通網形成計画(H30年3月策定) 南予地域公共交通再編実施計画(R元年5月策定)

※現在は「南予地域公共交通利便増進実施計画」

#### 地域公共交通の確保

再編に伴ってバス路線が廃止されても、集落がある限り、代替交通が必要

# 手続き等について行政の全面的なバックア

## ▶にこにこ日土誕生のきっかけ



### 立ち上がった地元住民

きっかけ

▶ 平成19年8月、日土地区の全バス路線廃止の話が持ちあがる

準備期間

- ▶ 住民組織である「日土町振興協議会」が主体となって「過疎地有償運送事業(現在の 交通空白地有償運送事業)の準備委員会」を立ち上げる
- ▶ 過疎地有償運送事業の説明
- ▶ 特定非営利活動法人(NPO法人)勉強会
- ▶ 地元説明

法人設立

平成20年3月26日 NPO法人にこにこ日土 誕生

運行手続

- ▶ 八幡浜市有償運送運営協議会での承認
- ▶ 運輸支局より登録書の交付を受ける

運行開始

平成20年6月16日より運行開始

地域住民が自ら地域の移動手段を確保

## ▶交通空白地有償運送について



## 交通空白地有償運送事業とは

バス・タクシー等の公共交通機関によっては住民に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められた場合において、NPO法人等が、実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲の対価によって自家用自動車を使用して、地域住民・観光旅客・来訪者に対して行う輸送サービスをいう

## にこにこ日土

道路運送法第79条の規定による 国土交通大臣の登録を受けて、自 家用自動車を使用し、日土地区の 会員を対象に路線運行ならびにデ マンド運行を行っている



# ▶運行形態について



## 実施事業

NPO法人の 総会で決定

#### 有償運送事業

定期運行(予約制)及び デマンド運行

デイサービス事業

地区内の住民を対象とした 月2回の実施

スクールバス委託運行事業

日土小学校と保内中学校で運行

高齢者外出支援事業

お遍路めぐりツアー等



【登録車両】 法人所有車両 <u>3台</u>(ワゴン車3台(定員8人・14人×2))

ボランティア車両 4台(ワゴン車2台、コンパクトカー2台)

【市所有車両】スクールバス <u>1台</u>(定員29人)

【運転手】 二種免許取得者 2人(大型1人、中型1人)

認定講習受講者 5人



## 八幡浜市有償運送運営協議会

▶ 八幡浜市有償運送運営協議会設置要綱に基づき設置

#### 【目的】

道路運送法の規定に基づき、有償運送の適正な運営の確保を通じ、交通空白地区の解消による市民の福祉向上を図るため、公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送の必要性、これらを行う場合において旅客から収受する対価、その他自家用有償旅客運送の適正な運営の確保のために必要となる事項を協議するため

#### 【有償運送事業実施には協議会の承認が必要】

にこにこ日土においては、

- ▶ 3年に1回「日土地区公共交通空白地有償運送登録有効期間」の更新時
- ▶ 自家用有償旅客運送の軽微な変更を除く、道路運送法第七十九条の二第一項各号に掲げる事項の変更をしようとするとき(路線又は運送の区域拡大等)

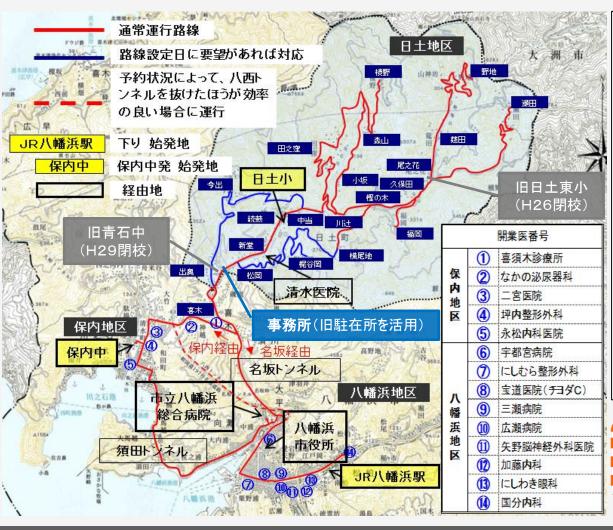
に協議会を開催し協議を行っている。

#### 【協議会の委員】

- ▶ 市長又はその指名する職員
- ▶ 八幡浜市を営業区域に含むバス、タクシー、その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- ▶ バス、タクシー事業者の運転手で組織する団体
- ▶ 利用が予想される市民、関係する地域住民の代表
- ▶ 四国運輸局長若しくは愛媛運輸支局長又はその指名する職員
- ▶ 八幡浜市において現に有償運送を行なっている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうち、その代表者が指名する者
- ▶ 学識経験者その他市長が必要と認める者



#### 有償運送事業路線図及び時刻表



#### 時刻表

	日土発 (JR八幡浜駅方面行)			J R 八幡浜駅発(日土方面行)			
1	7:00	各地発	保内中経由				
2	8:30	各地発	保内経由	1	9:10	名坂経由	日土各地
3	9:30	各地発	保内経由	2	10:30	保内経由	日土各地
4	11:00	尾之花発	名坂経由	3	11:30	保内経由	野地行き
5	12:00	尾之花発	名坂経由	4	12:30	保内経由	田之窪行き
6	13:30	尾之花発	名坂経由	5	14:00	名坂経由	日土各地
7	15:30	尾之花発	名坂経由	6	16:00	名坂経由	日土各地
					保内中	発(日土各:	地行)
				1	,_ ,,,,,,	八幡浜市教 <sup>・</sup> り決定する	育委員会との

※日土発(JR八幡浜駅方面行)の第1便の始発地は毎年度ごとに八幡浜市 教育委員会との協議(日土地区スクールバス運行計画)により決定する

#### ※日土発(JR八幡浜駅方面行)の第2便及び第3便の始発地

	月	火	水	木	金	土
第2便 8:30	野地	福岡 久保田	瀬田	田之窪 榎野	横尾地	野地 田之窪
第3便 9:30	田之窪 榎野	横尾地	野地	福岡 久保田	瀬田	

▶ 水色網掛け部:予約制のドアtoドア運行

(地区内限定)

▶ 赤色線:予約制の定時定路線運行



## 有償運送事業料金表

▶ 定時定路線運行運賃(大人片道・小児半額)

最低料金	100円
最高料金	600円
料金算定方法	出発地と目的地の距離によって料金を算定している

▶ デマンドタクシー運賃(日土地区内予約型タクシー・片道)

基本料金	1. 5 k m まで 5 0 0 円
追加料金	500mごとに50円追加
上限額	1, 500円

#### ▶ 通学定期

通学先	定期の種類	最低料金	最高料金
日土小学校	1ヶ月定期	3,480円	6,960円
日工小子似	3ヶ月定期	9,920円	19,840円
保内中学校	1ヶ月定期	10,440円	13,920円
体的甲子仪	3ヶ月定期	29,750円	39,670円

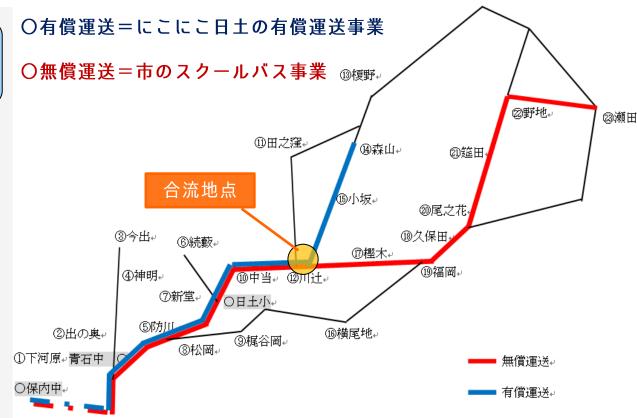
八幡浜市が発行している各種助成券が使用可能

- ▶ 高齢者外出支援 事業助成券
- ▶ 重度障害者(児) 外出支援事業助 成券
- ▶ 高齢者運転免許 自主返納支援事 業助成券



#### 特徴的な取り組み ~スクールバス運行について~

- ➤ 平成29年度から中学校の統廃 合により、有償運送と無償運 送の併用での運行となる
- ▶ 有償運送と無償運送の合流地 点で小学生は降車し、歩いて 通学する
- ▶ 合流地点で、有償運送車両に 乗車している中学生は、市ス クールバスに乗り換えて通学 する



	運行計画	車両	乗客	運賃
	有償運送事業計画で	有償運送事業計画で	日土町内の会員とその家族、	乗客から徴収
運 有 送 償	国に登録した計画	国に登録した車両	日土町出身者の会員	通学定期(有償運送事業計画の料金) 市が運賃を補助
運 無送 償	市指定の計画 (運転委託)	市所有スクールバス	市指定の児童・学生	無償(乗客から直接徴収しない)

## ~定時定路線運行の様子~





# ▶運行形態について ~過学の様子~





# ▶運行形態について ~過学の様子~

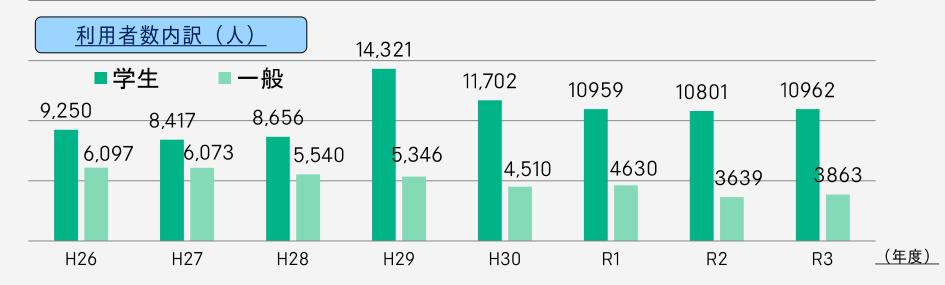




# ▶ <u>運行実績について</u>







# ▶ <u>運行実績について</u>



## 事業収支 (千円)



## ▶行政との協働について



#### 車両購入に対する補助

- ▶ 8人乗りワゴン車1台(H20)
- ▶ 15人乗りハイエース1台(H22)
- ▶ 14人乗りマイクロバス1台(H26)
- ▶ 14人乗りマイクロバス1台(R3)
- ▶ 8人乗りワゴン車1台(R3)

- ⇒ 新ふるさとづくり総合支援事業補助金
- ⇒ 日本宝くじ協会助成金
- ⇒ 八幡浜市公共交通空白地有償運送支援事業費補助金
- ⇒ 八幡浜市公共交通空白地有償運送支援事業費補助金
- ⇒ 日本財団助成









#### 事務所の無償貸与



- ▶ 市所有の遊休施設(旧駐在所)を無償貸与
- ▶ 日土町の主要道路沿いにあり、立地条件が 良い

風通しの良い事務所が地域住民の「<u>たまり場</u>」となり、人のつながりの創出にもつながっている

## ▶ N P O 法人について



## NPO法人として発生する事務

- ▶ 定款により組織としての基本的な枠組みを定めており、変更する場合には総会の決議、 所轄庁の承認が必要。また、法務局での変更登記が必要な場合もある
- ▶ 毎年総会を開催し、事業内容を決定
- > 事業年度終了後、所轄庁に事業報告書等の提出が必要

└八幡浜市の場合、公共交通とNPO法人の担当課が同じであることから、 └サポート体制が充実し、法人の事務の負担軽減が図られている

#### 【主な利点】

- ・法人として契約行為が可能となること
- ・法人として財産(預貯金、不動産等)を所有することができること
- ・団体の資産と個人の資産を明確に分けられること

#### 【主な義務・責任・制約】

- ・所轄庁への届出や法務局への登記など、法律等によるルールに則った運営をしなければならず、違反した 場合には罰金や過料等の対象となること
- ・情報公開の義務が発生すること
- ・活動を行わない場合も「法人の休止」という制度はなく、法律等に則った運営を続ける必要があること
- ・解散したときの残余財産帰属先に制限があること
- ・解散に際しては、必ず公告によって債権の申出の催告を行わなければならず、手数料がかかること

# ▶ 今後の課題



## にこにこ日土が抱える課題

▶法人関係者の高齢化が進んでおり、ドライバーや事務担当者の確保と育成が課題

よ人関係者の平均年齢:約70歳

## 八幡浜市が抱える課題

▶ にこにこ日土という優良な取り組みを行っている団体がありながら、市内 各地に存在している公共交通空白地帯の解消につながっていない⇒各地区においてリーダーシップを発揮できる人材・組織の育成が課題



公共交通空白地帯:市内の複数地区に存在

地域公共交通計画の策定

## ▶ 【まとめ①】多様な主体の実質的参画



6/16

#### 地域住民の熱意と行動

- 民間路線バス廃止・縮小の危機を受け、 地域住民が立ち上がりNPO法人を設立、 自ら地域の移動手段を確保
- 地区住民の会費拠出による事業運営

【R3NPO法人会員数】

正会員:137人 賛助会員:221人 【年会費】

正会員:1,000円

賛助会員:500円



日土地区のバス路線の一部廃止・減便に伴い、地域住民が設立したNPO法人「にこにこ日土」の過疎地有償バスの出発式が6月16日、野地集会所前で開催され、関係者によるテープカット等が行われました。利用者の中田正年さんは「バスができて、病院へ行くのがとても助かる。」と話していました。

たちのまちは自分たちで

NPO法人にこにこ日土 バス出発式

## 市による本取組への全面支援

- 交通担当部署のみならず、学校教育・福祉等各部署が連携、クロスセクター効果※ による便益向上を目指し、NPO法人の活動を全面的にバックアップ
- ※ 地域公共交通のクロスセクター効果とは、地域公共交通を廃止した時に追加的に必要となる 多様な行政部門の分野別代替費用と、運行に対して行政が負担している財政支出を比較する ことにより把握できる地域公共交通の多面的な効果である

## ▶ 【まとめ②】創意工夫



### 『自分たちのまちは自分たちで』

- 地域と行政が協働し、高齢者の移動に加え、児童・生徒の通学を 含めた地域の移動手段をトータルで確保(地区と市街地を結ぶ定 時定路線・域内デマンド・小中学校スクール輸送)
- 地域ニーズに基づく運行、高齢者の外出機会創出(お遍路巡りツァーなど)、チラシでの会員拡大の取組
- 自ら運転手を確保、無償貸与された旧駐在所(遊休施設)を事務 所として有効活用



乗車時刻と児童を示すボード



高齢者の移動に加え、児童・生徒の通学需要にも対応



バス利用促進チラシ

# ▶【まとめ③】自立性・継続性



#### 持続可能な運行

- 事業開始以降、市・県・国からの運営費補助(欠損補助)が一切なく、 14年間黒字運営を継続、地道な取り組みにより利用者数を維持
- 地域住民の満足度が高く、費用対効果の高い活動を継続して取組中
- 枝分かれした複雑な地形の日土地区全域を対象に、無事故で事業を続けている

地域住民・行政との信頼関係が十分に築けているため、地域のニーズに合った対応を柔軟かつ迅速に取ることが可能

## ► その他 ~運転手さんありがとう~







